

## 退職時における特別昇給要綱

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年水道局規程第18号）第15条の規定により、職員が公務上の死亡により退職した場合、退職の日に、その者が現に受けていた号給より4号給（川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年水道部規程第5号）別表第1上下水道企業職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、1号給）上位の号給に昇給させることができる。

### 附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。